

令和元年度第1回 城陽市環境審議会議事録

日時	令和元年10月30日（水）午後2時00分～午後3時30分
場所	城陽市役所 第1会議室
議題	<p>◆ 会議</p> <p>①平成30年度城陽市環境測定結果について</p> <p>②平成30年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果の報告について</p> <p>③城陽環境パートナーシップ会議事業報告について</p> <p>④その他</p>
出席者	委員 新川会長、中原委員、堀井委員、田浦委員、弘本委員、宮永委員、井手委員、宇野委員
	行政 綱井市民環境部長、東村市民環境部次長、浜崎環境課長、成田係長

<質疑等の概要>

◆会長挨拶

◆①平成30年度（2018年度）城陽市環境測定結果について

事務局より説明。

会長： ただいま市の方から環境測定結果についてご報告をいただきました。それについて各委員からご質問、ご意見をいただきましたと思います。各委員よろしくお願ひします。

委員： 今回報告の環境測定結果は、水質や大気の状態を見るということを目的としているので、こういう形できっちり調査されていることはデータが積み重なって重要なことと思いましたが、一方で気温の問題であるとか雨の問題が非常に環境分野で重要視されてきているところと思いますが、調査項目の設定はある程度自由度が持てるものなのか、それとも制度的な枠組みの中で測定するものなのか、前提条件を教えてください。

事務局： 市として測定をしている部分の報告をさせていただきましたが、それ以外にも世の中色々な測定をしており、国・府・市が行うもの、市の中でも消防や上下水道部、環境課で行っているものと色々なものがあります。1つには、気温や湿度、雨量の正式なものは、気象庁が測定するものを準用していて、城陽市では京田辺市に測定局があるので、

そこで測定したデータについては、この地域での公式なデータになります。それ以外でも雨量については、防災の観点から必要となることから、消防、それから上下水道部で市内3カ所の測定をしている。ただし、あくまでも内部で活用するデータで、公式なもの、正確な測定方法で測定したものではないことから、公式なものとしては気象庁のデータを使用します。環境課が行って今回提出した測定データについては、市が測定しなければいけないという法的な根拠はありません。本来的には河川の水質、大気の測定は都道府県が測定するもので、測定場所が決まっており、環境省令で環境基準が決まっているが、この測定は京都府が測定するものとなっており、城陽市では城陽高校の中に大気測定局があり、365日24時間常に測定をしています。それは大気環境測定については、全体の約95%の測定が常時されていなければ、基準値との比較をすることができないとの規定があり、莫大な費用がかかるため、市では1カ所しかないという現状となっています。そこで公定法と呼ばれる正式な測定方法ではありませんが、いくら狭い城陽市とはいえ、南部と北部では距離があることから、大体が把握でき、なおかつ経年的にどうなるのかを市として把握すべきではないかということから、公定法ではなく簡易法ではあるが、例えばPTIOと呼ばれるような窒素酸化物の測定を21カ所で行っています。

また、河川についても法で定めがあり、実際に河川の水質を測定しなければならない川としては木津川のみとなります。市で行っている水質測定は、府からしたら環境測定的には川ではないと言われますが、あえて市内の排水としての生活排水を源流とするような川であっても、どのようなものが流れているのか知っておくことは長いスパンを見た時に大切だろうということで、あえて7河川として測定を行っています。正式には環境基準と比較することはできないが、あえて測定をすることで市民の皆様にとって見てもらう、われわれも経年変化を把握しておこうと測定しているのが、大気測定、河川測定、地下水の測定となっています。地下水の測定については、おそらく他の自治体の市町村レベルでこれだけの地下水の測定を行っている自治体はありません。それは城陽市は昔から地下水の豊富な地域で、地下水の規制条例を持っていて、市民の方も非常に関心が高いことから、市では力を入れて年間14カ所の地下水測定を行っている状況で、市としての測定の考え方はそういったところです。

会長：ありがとうございます。その他どうでしょうか。

委員：硝酸性窒素がまた超えてしまったので対応しなければいけないのかもしれませんが、最近の状況として、井戸は災害時の水道が止まった時の代替水源として、各市町村の防災計画などで位置づけがなされていたりします。市でも災害時に使用する井戸水に硝酸性窒素が検出されるのは問題ではないのか、一定の対応は必要ではないのかと感じました。

東部丘陵地にアウトレットがもう少し先にできると思いますが、水道プラス地下水

を利用する計画があるのか、計画がある場合、水量も気になるのでアンテナを張っていただければいいのかなと思います。

事務局： 硝酸性窒素については、これまで NO1 の久世八丁の井戸から、今日も追加資料で経年変化のグラフを見ていただいています、平成21年ぐらいから基準を超えたり超えなかったりと基準値あたりで横ばい状態なのかなと思っています。これ以外の測定場所では今のところ硝酸性窒素が基準値を超えている地域はないことから、原因としてはこれまでも申し上げているように、すぐ隣が農林水産省大臣賞を受賞するような特別な作り方をされている茶園で、窒素系の肥料などのスペシャルな肥料を与えていることを聞き取りの中でわかっている。われわれも専門家から意見を聞く中で、肥料がそのまま地下水などへ染み出てしまい、もったいない状況なので、何とか減肥もできないかというお話も組合を通じてさせてもらったこともある。しかし、産地賞や大臣賞を受賞することに一生懸命やっておられるため、なかなか減肥の取組をしていただけないという状況ではあるが、10年間の経年変化を見る中で、大きく基準値を超えていないため、この井戸については、こういった事情の中で市として見ていくべきなのかなと思っています。

それから、地震等の災害時における地下水の利用につきましては、市でも検討していて、所管課は危機・防災対策課が担当になります。民間井戸で非常時に協力して貸してくれる3カ所の井戸と協定を結んでいまして、水質検査の費用の補助を行っていることから、今後、災害時に協力してくれる井戸が増えるように全市的にまとまってやっていかなければならないと思っています。

それからアウトレットの地下水利用については、現在のところは地下水を利用することを聞いていないが、城陽市には地下水採取の適正化に関する条例があり、山砂利のアウトレットができる地域については規制がかかるので、まず一定規模以上の井戸が掘れない、採取量についても制限がある、そして一定規模以上の井戸になると毎月の使用量を報告いただくので、ある程度の把握ができるかなと思っています。

会長： ありがとうございます。その他、何かありますか。

委員： このところ基本的な環境基準をクリアされているという報告を受けました。せっかくクリアしているということと、追加的な調査もされているということですが、果たして市民の方にどうお伝えしているのかなということが、今後の懸念というか、せっかくの良い結果が市民の方にきちんと伝わればいいのではないかと思います。しかし、数値を見せてもなかなか関心を持ってくれないと思いますので、イベントなりで広報されているのかどうか、例えば市民の方々に調査に関わっていただくとか、学校などで関わっていただくようなことがあれば関心持っていただけるのかなと思います。ご存じだと思いますが、京都府温暖化防止活動推進センターがサクラの開花日と紅葉の開始日を推進員さんをお願いして、皆さんが報告することによって経年変化がわかり温暖化が進んでいることがわかるという取組がありますが、例えば市民の方々が参加して調査する仕組みがあれば、より環境に関心を持って下さるのではないかと思いますので、考えて見ら

れてはどうでしょうか。

会長：ありがとうございます。貴重な提案ですので、また是非事務局でもお考えがあればお願いします。

事務局：この報告内容は、6月に議会報告をし、さらに環境報告書として取りまとめ、ホームページでも掲載しております。市民の方に目に届くよう、もう少し周知をできればと思います。

調査に関して市民の方の参加をというお話は、現行進めさせていただいている調査は、簡易といえども正確性と専門性を有したもので、委託という形で委託先を決めて行っているものです。そのため、報告で使っている数値自体を市民の方に参加いただくことはなかなか難しいと思っています。この調査以外のところで市民の方と市の環境に関心を持ってもらう取組では、別のことが考えられるのではと思っています。そういった別の事業で進めていけたらと思っています。

会長：是非、ご検討いただけたらと思います。特に今回のようなデータはホームページでもきちんと読んでいただくということは難しいかと思っています。関心をもつていただきやすいような形、どう加工するかは大変ですが、目に入りやすいそしてわかりやすい加工の仕方、データの見せ方を少し工夫していただければと思います。

また、市民の皆様と一緒に色々な環境調査をすることは、この後お話があるかと思いますが、PS会議で色々なパケットも含めた環境調査をしておられます。確かにあまり科学的に正確なデータではありませんが、そういう市民の方のご覧になった、そして簡易に測定した結果については、それはそれとしてきちんと蓄積していけば、市民の方が環境の変化を実感していただける貴重なデータになるのではないかと思います。是非、市民の方と協力して定期的に水質の検査であるとか、あるいは生物調査であるとか、そういった定点あるいは定期的に測定された結果を何年間か蓄積をされると先ほど京都府の温暖化防止センターがやっておられるようなサクラの開花時期の変化のような城陽市の四季や環境の変化が市民の方もわかるようになり、環境に対する関心も深まっていくのではないかと思います。是非、今後のご検討ということでもよろしくお願ひしたいと思います。

◆②平成30年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果の報告について

事務局より説明。

会長：ご質問やご意見はありませんか。

委員：8ページの環境目標について結果が×となっているが、LEDという適切なものを設置している。個人的な意見としては効果からすると○でないかと思うが、これは目標として太陽光発電システムを備えた街灯を設置することを掲げたが、設置できなかったから

×という結果となったのか。

事務局： 環境目標については各課で設定をしています。これは、太陽光発電システムを備えた街灯を設置するという少し高い目標を掲げたが、財政面から考えた時に設置費用が高いから設置できなかったため×という結果になっています。結果として、環境に配慮できなかったという認識ではなく、こういった環境目標を掲げていただいていることで、環境施策への取組が進んでいるものという認識をしています。

委員： 3ページの適用範囲について、市が直接管理する施設と記載していますが、企業の環境管理や指導の結果は、先ほどの環境目標の実施結果に記載しなくていいのかを教えてください。

事務局： このJ-EMSは市そのものが一事業者として環境の取組を進めるためにとりまとめた報告でして、ここに企業体の報告が含まれるのかというと別物になります。企業が事業活動をする際に環境に配慮した取組をしているのか、その企業が一事業者として同じようなJ-EMSであったりISO14001の認証取得であったり、環境に配慮するような形で事業活動を展開しているので、そういった事業体が法定に色々な規制がありそれを守って事業を実施し、そういった取組の中でさらに独自に環境の保全に向けて取組を進めている部分があるので、ここで報告できる内容があるかという点と難しい。

公害については昭和の大変だった時代にたくさんの法ができ、その法の下にすべてが運用されています。

その中で先ほども伝えましたが、府が担当するもの、市が担当するものとそれぞれ分かれています。例えば水質汚濁防止法であれば府の所管なので、法に一致するような施設をつくれる場合は、施設をつくる前に府へ届出をして、その設置する施設が法に一致するかどうか、また稼働後の事業所排水についても法の中でしっかりと監視されることになっています。

市であれば騒音規制法は市の所管であるが、事業場が設置するときに法に定める一定規模以上のコンプレッサー（空調機の圧縮機）であったり、法で定められた著しく音が発生する施設を設置するときは必ず市の環境課に届出を提出しなければならないと定められており、そこで一定の把握ができます。当然、その音が敷地境界線上で何デシベルかという予測も立てたものも提出されるので、われわれの中でこういう企業はこういうところで規制がかかることを把握していますし、稼働後もその事業場が法の範囲内で事業を実施しているのかは市の責任となるので、毎日環境監視員が市内を循環して監視しているので、そこについては守られていることが当然だと市民の方に思っただけのようにしています。

会長： ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

委員： ものすごく地道に着実に積み重ねていって、身近なことをできることを確実にやっていくご姿勢については本当に頭が下がります。一方でもう少し根本的に考え直さないといけない時代になってきたのではないかと感じています。例えばCO₂を減らし

ていくという施策を展開する事業をされていると思いますが、それをもう少し広げて解釈をしていき、フードロスの問題であるとか地産地消型に生活を変えていくとか、そういったところも模索されるようになっていくが、そこがあまり入れられていないのかなという気がします。食べるということから CO₂を減らしていくという観点も少しずつ取り入れていくといいのかなという気がしました。特に学校の取組に関して、給食の問題もあるので難しいのかもしれませんが、その取組が校長先生だけだととても大変になるので、環境課がサポートする体制や地産地消などとリンクしてアイデアや情報提供をする必要があるのかなと思いました。

会長 : ありがとうございます。是非、給食であるとか、その調理する食材であるとか、学校での食育であるとか、新しい側面があるかもしれませんので、そこを検討していただければと思います。

事務局 : この J-EEMS のシステムも軌道に乗り、担当者として若い職員が毎年自分の違う職場に行って指摘をしたりということが普通に行われるようになり、かなり浸透したと思っているが、ここからはわれわれの課題であるが、これからさらに一步広げていくところをどういう方向に広げていくべきか。新しいアイデアなどが課題となっており、是非とも委員からいただいた食品ロスであったり、給食と結びつけるという案であったり、われわれに提案いただきたいと思っているのが本心である。

会長 : ありがとうございます。是非、この環境審議会から色々なご意見が出ればと思いますので、よろしくお願いします。

委員 : 8 ページの環境目標ですが、PDCA サイクルで回しているものだと思いますが、毎年この項目は見直して追加しているものですか。あと、今の注目は脱プラですね。市民の方へのアピールというか、例えば本庁舎はなかなか難しいのかもしれませんが、市には文化パーク城陽であるとか、運動公園などいろいろな施設でやっていく方法もある。あとは、学校の取組でペットボトルのキャップ集めというものがありますが、子供たちが取り組んでくれているのはわかりますが、時代はペットボトル自体をなくしていこうという話になっているので、もう次の段階に進むべきだと思います。

会長 : ありがとうございます。是非、そのあたりもご検討いただければと思います。プラスチックは海洋性プラスチックを含め、地球的な問題をそれぞれの地域が起こしてしまっていますので、率先してどう取り組んでいくのか、これは市役所、一事業体として大きな課題だと思いますのでよろしくお願いたします。その他、いかがでしょうか。

委員 : 少し野心的な内容になるかもしれませんが、今の時代認識として気候変動だけでは生ぬるく気候の危機として、そういうところを見せたいうえで 2050 年の脱炭素は世界共通の目的であり、そしてパリ協定は国際協定でありながらも、主役は自治体であったり、企業であったりするということですので、城陽市もその 1 つであろうと思います。その中でもっとも大きな動きがあるのが自然エネルギー、再生可能エネルギーの方向性だと思います。再生可能エネルギー 100% をグローバル企業が打ち出している中で、国内に

も少しずつ浸透しつつあるのかなと思っています。城陽市においても少なからずその方向性が必要だと思っていますので、まず、城陽市役所関係の中で、そのあたりを率先してやっていくことができるのかどうかの検討なり目標を立ててやっていくという方向性がこれから必要になってくるのではないかと思います。

市のCO₂排出量の中で電気が多いとのことですので、どこから調達してくるのかとがすごく重要になってくると思います。12 ページに排出係数と契約されている電力会社が平成 29 年度まで記載されていますが、このあたりの状況をもう少し詳しく現状であるとか、対象がどうかとか、わかる範囲で結構ですので教えていただければありがたいです。

事務局： 電力を作る際にどれだけCO₂を使っているかという視点で排出係数が提示されていますが、その排出係数の低い電力会社と契約することが、なによりその使用者がCO₂排出量を減らすことができることから、この電力排出係数につきましては、今年度にはなりますが、低い業者と契約ができる仕組みを入れることができないのかを契約の部署と協議をしまして、入札条件に排出係数を加味してもらいましたが、残念ながら不調で終わってしまい、その条件を外して再入札をせざるを得なくなりました。結果的には今年度より排出係数の高い業者が落札したことから、環境課としても何かできないかと模索はしています。当然、今年失敗したからといって諦めるのではなく、次回の契約時には再チャレンジはするつもりでいます。着実な取組としまして、進めていければと思っています。

一方でエネルギーのことをおっしゃっていただきましたが、国が今年のある時期に官民の環境技術革新に30兆円つぎ込んで新しいエネルギーのあり方を考える、あるいは水素社会に行きますという新聞報道がありました。そういうドラスティックな動きが別途出てくるようなこともありますので、そういう動きにできれば遅れることなく、国の動きがどうあるかということも中身を見まして、市としてどういう検討が必要であるのか、どういう追従作業が必要となるのかということも、きちんとアンテナを張って実施していけたらと思っています。

委員： 今、ご説明いただいた入札の条件で契約されたのは、15 ページでは市庁舎に対してということですか。おそらく他の施設も他の電力会社と契約しているということは聞いていたと思います。使用量によって新電力と契約しやすいところなどがあると思いますので、契約しやすい施設にうまく電力排出係数の低い条件を提示するなどの工夫をされるといいのではないかと思います。

会長： 施設ごとにはかなり色々な電力会社が入っていると思います。電力組成が再生可能エネルギーを使っておられるところも入っていると聞いていますが、なかなか関電さんの規模で安定的に供給できるのは難しいということがあるかもしれません。値段の問題もあるかと思っています。

事務局： 価格面だけでなく、環境性能面みたいなものを財政部局で許可したのは初めてではな

いかと思いますが、電力排出係数の低い会社を条件として入札をしようとチャレンジしたので、結果は残念ながら不調となってしまったのは本当に残念です。何とか来年度以降も環境性能みたいなものを入札条件にできるように、これから言っていきたいと思っています。

会長：是非電力小売り業の皆様方としっかりと情報を交換されて、よりより参入しやすい、そして排出削減ができるようなそういう仕組みをしていただければと思います。全国的にもなかなか難しいところもありますが、是非、城陽方式というものが日本全国でモデルになるような電力調達を進めていただけると、われわれとしても議論の甲斐がありますので、よろしくお願いいたします。その他、いかがでしょうか。

委員：色々な機器でエコタイプのもが増えてきていますが、9 ページのところに「空調は執務中のみ使用し、無人になるときは停止する」との記載があります。これは1日の業務が終わってから消すということなのか、例えば1時間でも部屋を空ける時には消すというものなのか教えていただきたい。最近ではエアコンも電源をつけたままの方が安い、消費電力が少ないと広く言われているので、そのところはどうかされているのでしょうか。

事務局：例えば家庭用のエアコンで15分部屋を空けるような場合に1回消して生ぬるくなった部屋を涼しくしようと思えばエアコンをつけることは消費電力が多くなるのはご指摘のとおりでして、PS 会議の中でもそういうお話が出ています。庁舎に関して言いますと、例えばこの第1会議室ですが、お昼から使用するときには、その時間はエアコンをつけ使わないときは消す。2時間3時間たってもう一度つけ直すため、つけっぱなしより効果があるのかなと認識はしています。ここに記載している「いないときは消す」というのは長期間のものとして認識していただいた方がいいのかなと考えているところです。結果的に削減できるような方策がとれるように、そういった方向に進めていけるようにということでは常時考えているところです。

会長：他にないでしょうか。

委員：10 ページの公共工事に係る環境配慮実施結果のところでは、地球環境に配慮した事業の推進、浸透性舗装の採用とありますが、これは具体的に今どこを工事されて、今後進めていく計画があるのでしょうか。

事務局：浸透性舗装に関しましては、五里五里の丘に続く道として市道 3185 号線で浸透性舗装を施工した分を記載しています。これは市道 17 号線として、ずっと延伸して国道 307 号線までつながる道路になっていて、その供用開始部分が浸透性舗装を採用したことでなっています。

委員：将来的には国道 307 号線までということでしょうか。

事務局：将来的には 307 号線までずっと延伸がかかる、それを市道 17 号線という形でされるのですが、その供用開始部分を、今回浸透性舗装にしていることとなります。

委員：環境目標の実施結果で×がついている部分がありますが、全部費用面がネックになっ

ているということから、最初に投資する費用と後のランニングコストを考慮して断念されたということですか。

事務局： それもありますし、例えば人感センサーやモニターの設置などが本来必要なものか検討した結果、一番簡易で環境配慮ができるデイライト式のLED街灯を設置したということです。例えば人感センサー搭載の照明とは、人が通る時だけ100%の明るさになり、通らないときは30%の明るさまで照度が落ちるというもので、結果的に消費電力を少なくするという仕組みではありますが、すべての費用面を検討した結果、デイライト式のLED街灯を設置したというものです。初期投資がどこで還元できるか、どこで線を引くかは、財政部局と相談する内容となりますが、どこまで寄与されるのかについての明確な基準はなく、ケースバイケースで判断しているというのが実情です。

われわれの中でもコストと効果をどう考えるのか、コストを無視してでも一定の場所にだけソーラーライトをつけて市民の方へアピールするという方法を取ってはありますが、市内全部の街灯にソーラーライトをつけるとなった時は、コストがかかってくるので難しいと言わざるを得ません。

城陽市は3～5年前に市内の街灯を一気にLEDに替えました。それによって消費電力が半分以下になりました。これは1つには見せるということもありますし、LEDの価格が相当下がって、今後の維持管理の費用、LEDは電球切れになりませんので、交換する人手もいなくなる、球切れがないから球もいらないという効果でトータル10～15年あれば元が取れるだろうということの試算から変わってくるのです。ですからこの×がついたものも、無理かもしれないがいったんやってみようかと検討してみたが、結果的に無理だったという風に思っただけだと思います。

委員： この話と関連しますが、太陽光発電システムを備えた街灯を設置することは、蓄電池が必要となるので、価格が高くなっていく。これを目標とするのは、あまり適切でなかったため、設定に少し工夫が必要だと思いました。それよりも自然エネルギーが安くなってきているので、それをいかに効率良く使用していくのかについて、検討の余地があるのかなと思います。

会長： ありがとうございます。

委員： 貸出用の自転車は何台ぐらいあるのですか。

事務局： 自転車自体は各部署にあり、自分たちが使わないときは、それを他課に貸し出すというもので、ここに記載のある子育て支援課は3台持っており、他の所属でも持っているところがあります。電動自転車の利用促進については、自分のところで使用しないときには、他の部署が借りやすいように公用車の予約システムに登録をしたもので、情報共有を行うことで使いやすい仕組みになっています。

会長： その他、いかがでしょうか。

◆③城陽環境パートナーシップ会議事業報告について

事務局より説明。

会長： 城陽環境パートナーシップ会議における平成 29 年度の事業報告、そして今年度の事業計画、事業が進んでいるところもあわせて説明してもらいました。これにつきましてご質問等ございましたらお願いします。

委員： あまり変わっていないとは思いますが、メンバー構成は。

事務局： 令和元年 8 月末現在で 289 名の会員数となっています。内訳ですが個人会員で 252 名、団体会員で 21 名、賛助会員で 16 名となっています。会員数は少し減っている状況です。傾向としましては、企業、団体の方の会員数が少し減っている状況です。若い方の数が少ないことが、最初からの課題です。

会長： 団体会員については、どこかでテコ入れをした方がいいかもしれませんね。

委員： パートナーシップのところで少し補足しますが、今年の環境フォーラムは食品ロスについての講演がありました。

委員： テーマ別にグループに分かれて活動されているのですよね。そうすると、どんどん増やしていくというのは大変なことだろうと思いますので、やはり関心のある分野をやっていかれるということは基本だろうと思います。その時に、食品ロスの話もされたように、今までの当然と思ってやっていたことの中に、それがまわりまわって相当な CO₂ を排出している状況をもう一度洗い直していく作業が必要な時期になっているのかなと思いますので、洗い直しの勉強会みたいなものも持たれていくといいのかなと思います。特に食べ物関係、交通関係、建築関係、住まいの問題も大きいです。結局、どんどん建て替えていくと、CO₂ を大量に使ってしまっていることになりますので、できるだけ古いものを大事にしながらそこに新しい技術を盛り込んでいくことが必要だと思います。

再生可能エネルギーの話でいくと、事業をやることになる大変なことになるのかもしれませんが、小さくてもいいので市民エネルギーなどの勉強会があってもいいのかもしれませんが。滋賀県や生駒市などはチャレンジされているので、そういったところに行ってみるのもいいのかなと思います。今興味があってやっておられることをやりつつ見直しの部分も少し入れていかれるといいのかなと思います。

会長： そういう風にしていくことで、また新しいメンバーに広がっていく可能性があるかもしれませんが、従来の方々も新たに意欲をかき立てられるかもしれません。その他、いかがでしょうか。

今日は大きく 3 つ、城陽市の環境測定結果、公害関係の基準が多いことは多いのですが、これの結果報告をいただきました。それから本市でやっておられる環境マネジメントシステム、これは温暖化に関わるような、省エネルギーの話、消費電力の話、省資源に関わる話がかなり大きなウエイトを占めているものとなります。

PS 会議のお話もいただきました。最後に聞き逃した部分であったり、ここはどうなっているのかという部分をお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

委員： 私は梅林関係に携わっていますが、1 カ月ぐらい前に国土交通省と近畿地方整備局が 24 号線バイパスのことについてボーリング調査を始めるという説明会がありました。ボーリング調査を始めるには、ものすごく環境に配慮してモノレールで重機を山の中にもっていき高架部分のボーリング調査をして評価するということですが、そのあたりの環境アセスメントについて市はどれくらい把握されているのでしょうか。

事務局： われわれの中に入ってくる情報では、ルートがまだ正式に決まっていなくて、3 ルートが昨年あたりに示されており、市民のアンケートも含めて国の方でどの代替ルートを通していくのかについて決まったような状況でして、具体的にここに杭を打って土地はここですというような具体的な話まではなっていないのかなと思っています。また、環境影響評価についても情報としてはまだないという状況です。

会長： ご指摘いただいたボーリング調査については、純然たるルート選定のための調査かもしれませぬ。

委員： 新聞の受け売りですが、プラスチックの問題で被覆肥料が滋賀県で非常に問題になっている。被覆肥料とは、肥料をまく回数が 1 回で済むようにプラスチックのケースの中に成長期の肥料と収穫期の肥料を入れて 1 回まけばいいというもので、そのプラスチックが残り、ふわふわ浮いて川に流れるという問題です。城陽市はその被覆肥料をどのくらい使用しているのか、そこは他の部署の問題かもしれませんが、非常に心配しています。

会長： 是非、環境課でお調べになっていただければと思います。大規模に耕作されているところは手間をできるだけ減らすため被覆肥料を使用されているのですが、肥料をプラスチックで覆っているのでいろいろな問題を生み出します。人の手間は減っていますが、プラスチックを使用しているという点では資源もエネルギーも大量に使用している。市の方でもこのあたりを注意して農政関係と連携をとっていただければと思います。

委員： この秋の台風や雨で城陽市の被害はあったのでしょうか。

事務局： 台風で河川敷や運動場になっている部分が少し水に浸かったり、河川敷にある茶園が少し水に浸かったという報告はありますが、昨年のような大きな被害はありませんでした。

会長： その他どうでしょうか。

委員： PS 会議で河川清掃される際に、おそらくペットボトルが多いとは思いますが、その際にカプセルも見つかったなど、どんなごみを拾ったのかを市民の方と情報共有することも大切かなと思います。

会長： 是非、河川清掃、これは PS 会議だけでなく色々なところでやっておられると思いますが、清掃後のごみの分析を試みられて、どんなごみが捨てられていたのか、流れてきたのかを検討していただくと、何が環境にダメージを与えているのかも評価できるかも

しれません。これまでの経験からすると、レジ袋だけでなく農業用プラスチックの類、肥料袋、農作業に使われるマルチング用の袋や温室用のビニル袋等も流れているケースが多いです。今後の河川清掃やクリーンキャンペーン等でも少し注意をしてみてくださいと思います。

色々と新しい発見もいただきました。環境行政や市民の皆さんとのパートナーシップの活動にも活かしていただければと思います。その他、ございませんでしょうか。それでは本日の議題は以上とさせていただきます。いろいろなご提案や貴重なご助言をいただいたかと思います。事務局におかれましても、関係各課、関係の市民の皆様、団体の皆様、事業者さんともしっかりと連携を取って、環境政策の推進に努めていただければと思います。それでは本日の会議につきましては、以上とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

以上